

『保育士等就業支援等補助事業』

～斜里町で保育士・幼稚園教諭として働きませんか？～

斜里町では、令和5年4月から令和8年3月31日までに、新たに町内の民間の幼児教育・保育施設で働く保育士又は幼稚園教諭の方に支援金等を支給します。

自然豊かな斜里町で、資格を活かして働きませんか？



補助金の種類・要件・支給額

補助金の種類		支給額	支給要件
就業支援補助金	就職支度金	10万円 1回限り。ひとり親20万円	1.令和5年4月1日以降、新たに町内の幼児教育・保育施設（公立施設を除く）に常勤雇用として就職する保育士等で、雇用開始日以前3年間において、町内及び清里町、小清水町内の幼児教育・保育施設に雇用されていない方 2.町税又は町が賦課した使用料等、町に納付すべきもので滞納がない方 3.町内に住所を有する方（就職時転入は含む）
	就業支援金	1年間継続勤務後25万円 最長3年間	
住宅準備支援補助金		家賃3か月分＋引越費用（実費）で上限25万円 1回限り	1.就業支援補助金の支給要件（1から2）を全て満たす方 2.町内の幼児教育・保育施設（公立施設を除く）に就職するため斜里町外から転入する方で、町内の賃貸住宅に居住する方。（ただし、就職日前後3か月の転入に限ります。）
養育支援補助金		月額2万円／世帯	1.就業支援補助金の支給要件（1から3）を全て満たす方。 2.ひとり親家庭。支給期間は扶養及び養育する最後の子どもが、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。

就業対象施設

斜里町内の幼児教育・保育施設（公立施設を除く）

補助金の返還

〇次に該当する場合は、補助金の返還が必要です。

- ・虚偽の申請等をした場合：全ての補助金の全額を返還
- ・補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職をやめた場合：就業支援補助金のうち就職支度金の全額を返還
- ・補助金の申請日から1年を超え3年以内に補助金の要件を満たす職をやめた場合：就業支援補助金のうち就職支度金の半額

問合せ・申請先

斜里町役場 民生部児童育成課 児童育成係
TEL 0152-26-8315

詳しくはホームページで！

